誓　約　書

武庫川女子大学長 殿

私は、武庫川女子大学の学生として、交換留学出願および参加するにあたり、当該留学に関する事前の指導を受け、以下の事項を遵守し、承諾することを誓約いたします。本誓約事項に違反した場合は、大学からの支援を受けられないことになっても異議を申し立てません。

1. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国又は地域の法令（飲酒、喫煙に関する法令を含む。）、派遣先大学・受入機関等の規則及び武庫川女子大学の諸規則を遵守するとともに、滞在国の公序良俗に反することのないよう注意いたします。
2. 留学中に本誓約書に記載された事項に違反するなど、大学が「本学学生としてふさわしくない」と判断した場合は、大学が有する留学を取り消す権利を行使され、そのことにより発生する帰国・身柄引取りなどの一切の手配を行い、それに関わる費用については、私又は保証人の責任において全て支払います。
3. 留学先国の治安状況、疾病、自然災害等のやむをえない事情により、大学が学生本人の安全を第一と考え派遣の中止・延期または帰国勧告を決定した場合は、現地政府、日本国外務省、在外公館の勧告・命令及び大学の指示に速やかに従います。またこれに伴い発生した被害や賠償責任などの不利益について、武庫川女子大大学および留学先機関がその責任を負わないことに同意いたします。
4. 私の故意又は不注意による事故やトラブル（迷惑行為・大学寮（または宿泊先）・本人の持病に起因するものを含む。）によって生じた結果については、私又は保証人の責任において一切を処理し、大学及びその関係者に損害賠償、その他の責任を追及いたしません。
5. 留学に係る健康状態について
   ① 心身共に留学に十分耐えうる健康状態で留学に臨みます。
   ② 申込時及び渡航前に健康上の留意点がある場合は、必ず医師の診断を受け、海外留学の参加に支障はないことを明記した文書を提出いたします。
   ③ 大学から診断書の提出を求められた場合は、速やかに提出いたします。
   ④ 渡航中に傷病その他の理由により健康状態に何らかの異変が生じた場合は、速やかに大学に申し出ます。
   ⑤ 大学又は派遣先大学・受入機関が健康上の理由により留学継続が困難と判断した場合は、留学の停止・帰国の措置に従います。
   ⑥ 渡航先で緊急医療対応が生じ、保証人の同意を得ることが困難な場合は、大学が緊急処置をとることを了承いたします。
6. 渡航前に大学に届けた私の個人情報ならびに渡航中の事故情報・被害情報について、大学の学部、学科等、国際センター、受入機関、保険会社、大学の指定する危機管理支援会社・日本アイラック株式会社、関係省庁及び在外公館が、事故時の対応、学生及び保証人との連絡のために共有、利用することに同意いたします。
7. 留学に必要な諸手続き（各種書類作成、パスポート・査証取得、宿舎の手配、履修登録、航空券手配、保険加入など）とその費用支払いについては自らの責任で行い、都度進捗状況を大学へ報告のうえ、決められた期日までに完了します。
8. 留学に際して、渡航期間（出発から帰国まで）の海外旅行保険に加入いたします。また、留学先機関が義務付けている留学生のための保険がある場合は双方の保険に加入いたします。
9. 留学期間中について
   ① 滞在先が決定次第国際センターへ報告し、また、変更する場合にも事前に報告いたします。
   ② 車両（自動車、自動二輪車、小型船舶などを含む）の運転は行いません。
   ③ アルバイトなどいかなる形態の就業も行いません。（但し、協定大学が実施するボランティアなどに対する謝礼金は除く）
   ④ 留学先の休暇期間などを利用した個人的な旅行は、行き先の安全情報を十分に把握し、自己の責任で行います。また事前に大学へ届け出いたします。
10. 留学中・留学終了後に定められた報告書類は所定の期間内に提出いたします。提出を怠った際には奨学金の返還の求めに応じます。

年　　月　　日

学生氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿